

**臨時休業期間中の健康観察について（お願い）**

日頃から本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、臨時休業期間中の健康観察については、既にご案内したところですが、臨時休業期間中の日常生活では、下記に留意して過ごすとともに、毎日、朝晩の体温を測定し記録するなど、お子様の健康状態を注意深く観察し、発熱等の症状がみられる場合には、学校に必ずご連絡くださるよう、あらためてお願いします。

なお、今後の対応については、後日、当校のClassi、Mメール、ホームページ等を通じてお知らせしますので必ずご確認下さい。

**記****1 発熱等の症状がみられる場合の連絡について**

- 報告をお願いする主な症状
  - ・ 37.5 度以上、又は平熱より 0.5 度以上体温が高い場合。
  - ・ 倦怠感、咳や息苦しさなどの症状がある場合
  - ・ 以上の症状が改善された場合
- 連絡先等  
学級担任または副担任、学年部長等宛てに、午前 10 時までに電話連絡してください。  
電話番号 025 - 257 - 2131（代表番号）

**2 日常生活で気をつけること**

- 人混みの多い場所をはじめとして、不要不急の外出は避けてください。特に、持病がある方は、より一層注意してください。
- こまめな手洗いが大切です。特に、帰宅時や食事前などには、石けんを使って、手を洗いましょう。
- 咳などの症状がある方は、咳やくしゃみで手を押さえると、その手で触ったものにウイルスが付き、ドアノブなどをとおして他の方に新型コロナウイルス感染症をうつす可能性があるため、咳エチケットを守りましょう。
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは、無理をせず自宅で休養してください。

**3 こんな症状には**

- 風邪症状が軽度である場合は、上述のとおり、自宅での安静・療養を原則としますが、状態が変化した場合には、「帰国者・接触者相談センター」またはかかりつけ医に相談の上、受診してください。ただし、基礎疾患等のある人の場合は、より早期・適切な受診につなげてください。
- 相談の結果、新型コロナウイルスの感染の疑いのある場合、センターでは専門の「帰国者・接触者外来」を紹介しています。その際には、マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。受診の結果、検査を受けることとなった場合は、当校にご連絡ください。
- 「帰国者・接触者相談センター」は、すべての都道府県で設置しています。詳しくは、以下のURLからご覧いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyase/ssyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyase/ssyokusya.html)